

令和8年度 五ヶ瀬町コミュニティバス運行計画書

1 使用車両

トヨタハイエースコミューターDX 15人乗4WD 3台

三菱ローヴィング 23人乗4WD 2台

(ただし、臨時車両又は新規購入車両を使用する場合がある。)

2 運行経路及び運行時間等

町が定める時刻表のとおり

3 運行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 その他

- (1) 運行日は土曜日、日曜日、祝祭日及び年末年始（12月29日から1月3日）を除く平日とする。
- (2) 運行管理責任者は、毎日の運行開始前に運転士の健康状態等を確認し、疾病、疲労、飲酒等の理由により安全な乗務をすることができないおそれの有無を確認し、運行の安全を確認するために必要な指示を与えるとともに、その内容を点呼簿等に記録し、かつその記録を一年間保存すること。
- (3) 運転士は毎日、運行開始前に日常の車両点検を行う。車両に異常があった場合は運行管理責任者及び整備管理者に通知する。修繕及び法定点検等は車両管理者が実施する。
- (4) 運転士及び運行管理責任者は、五ヶ瀬町財務規則第54条に基づき公金収入事務を行う。
- (5) 車両の走行距離を勘案して、各車両とも年間走行距離が均等になるよう配慮した運行を行う。
- (6) 車両の故障等で運行ができない場合は、運行管理責任者が代替車両の手配を行う。特に必要がある場合は役場主管課と協議し決定する。
- (7) その他、運行に関し必要なことは、役場主管課と協議の上決定する。